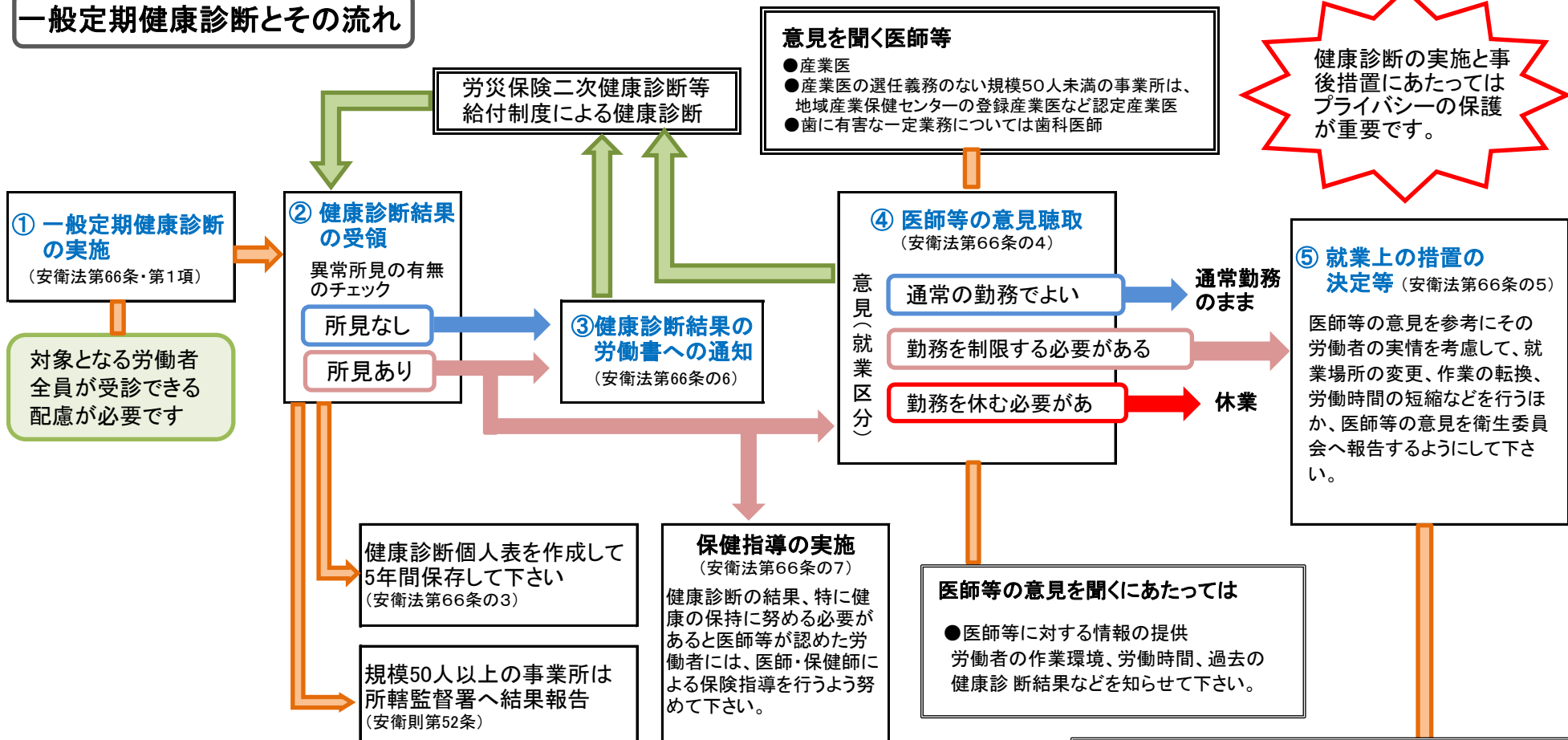


# 一般定期健康診断とその流れ



健康診断の実施と事後措置にあたってはプライバシーの保護が重要です。

**意見を聞く医師等**

- 産業医
- 産業医の選任義務のない規模50人未満の事業所は、地域産業保健センターの登録産業医など認定産業医
- 歯に有害な一定業務については歯科医師

**医師等の意見を聞くにあたっては**

- 医師等に対する情報の提供  
労働者の作業環境、労働時間、過去の健康診断結果などを知らせて下さい。

**就業上の措置の決定にあたっては**

- 労働者からの意見聴取  
就業上の措置を決定しようとする時は、対象となる労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の理解が得られることが重要です。
- 管理者監督への説明  
その労働者が所属する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠ですので、プライバシーに配慮しつつその管理監督者に、就業上の措置の目的・内容などについて理解が得られるよう必要な説明を行って下さい。

\* 一般健康診断を実施した場合の事業者が講じる労働者にかかる事後措置等の流れです。このほか、特殊健康診断の事後措置、自発的健康診断受診者がその結果を提出した場合の事後措置等があります。

\* 労働安全衛生法では事業者に対して、健康診断の結果、異常所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するための必要な措置について、健康診断が行われた日から3ヶ月以内に医師等の意見を聴くこととなっています。(労働安全衛生法第66条の4関係)

\* 事後措置にあたっては、『健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針』(平成20年1月31日改正)に留意して下さい。これらが掲載されたものが厚生労働省のHPに掲載されていますので是非ご参照下さい。  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/100331-1a.pdf>

\* 医師等とは、医師または歯科医師。